



平成16年2月13日

厚生労働大臣
坂口 力 殿

中央社会保険医療協議会
会長 星野 進保

答 申 書

平成16年2月13日付け厚生労働省発保第0213001号をもって諮問のあった件については、諮問のとおり改正することを了承する。
なお、答申に当たっての本協議会の意見は、別添のとおりである。

- 1 「患者中心で質が良く安心できる効率的な医療を確立する」という基本的な考え方方に沿って、診療報酬調査専門組織も活用し、医療の質や安全の確保等に要するコストの評価の在り方、簡素化・合理化やＩＴ化対応等を含めた診療報酬体系の改革について、引き続き、検討を行うこと。
- 2 急性期入院医療については、DPCや手術の施設基準などについて、必要なデータの整備や分析体制の強化等を図り、その評価の検証を行うこと。
- 3 慢性期入院医療については、患者の特性等に応じた包括評価について、介護保険制度・介護報酬との整合性も図りつつ、引き続き、検討を行うこと。
- 4 外来医療については、病院の外来の在り方を含め、病院・診療所間等の機能分化と連携強化を推進し、初診料・再診料体系の見直し等、外来医療の在り方について、引き続き、検討を行うこと。
- 5 歯科診療報酬については、口腔機能の維持・増進に資する効率的な歯科医療技術の評価の在り方について検討するとともに、かかりつけ歯科医の機能の充実改善、情報提供の充実等、患者サービスの一層の向上に向けて、体系的な検討を行うこと。
- 6 調剤報酬については、医薬分業の進展を踏まえ、調剤基本料の区分、「剤」に基づき算定する調剤料や、かかりつけ薬剤師の機能等の保険薬局の機能について、体系的な検討を行うこと。
- 7 今回新たに導入したハイケアユニット及び亜急性期入院医療、地域連携小児夜間・休日診療料等について、その実態の調査・評価を行うこと。
- 8 後発品の使用環境の整備の在り方について、引き続き、検討すること。
- 9 医療経済実態調査、薬価調査等の改善についても、引き続き、検討すること。